新潟県公安委員会規則第５号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県公安委員会

委員長　　小　林　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	
別表第２	
道路名	区間
（略）	
一般国道113号	新潟市東区津島屋８丁目53番１から胎内市村松浜字下原2730番２まで
（略）	
一般国道404号	長岡市新産２丁目３番５から長岡市親沢町字杉下552番１まで
一般国道404号	長岡市大宮町字太田241番１から長岡市西津町字前島2632番まで
（略）	
主要地方道新潟亀田内野線（複線01）	（略）
主要地方道新潟村松三川線	新潟市東区一日市46番10から新潟市東区津島屋８丁目53番１まで
（略）	
主要地方道新潟中央環状線	新潟市北区かぶとやま２丁目４番から新潟市北区笹山東149番まで
（略）	
主要地方道新潟五泉間瀬線	新潟市北区嘉山字嘉山865番２から阿賀野市山倉字腰廻602番１まで
（略）	
主要地方道新潟港横越線	新潟市東区藤見町１丁目１番136から新潟市東区竹尾字前沢621番３まで
（略）	
主要地方道新津停車場線	（略）

改正前	
別表第２	
道路名	区間
（略）	
一般国道113号	新潟市北区太夫浜字川跡4042番２から胎内市村松浜字下原2730番２まで
（略）	
一般国道404号	長岡市新産４丁目１番２から長岡市親沢町字杉下552番１まで
一般国道404号	長岡市新産４丁目３番７から長岡市新産２丁目３番５まで
（略）	
主要地方道新潟亀田内野線（複線01）	（略）
（略）	
主要地方道新潟中央環状線	新潟市北区木崎3560番から新潟市北区笹山東149番まで
（略）	
主要地方道新潟五泉間瀬線	新潟市北区葛塚3309番１から阿賀野市山倉字腰廻602番１まで
（略）	
主要地方道新潟港横越線	新潟市東区下木戸１丁目390番から新潟市東区竹尾１丁目721番まで
（略）	
主要地方道新津停車場線	（略）

一般県道南長岡停車場線	長岡市千歳１丁目３番24から長岡市高畑676番まで
一般県道新潟港沼垂線	新潟市中央区竜が島１丁目4928番７から新潟市中央区竜が島１丁目4942番18まで
（略）	
一般県道中条インター線	（略）
一般県道豊栄太夫浜線	新潟市北区白新町３丁目112番１から新潟市北区太夫浜字川跡4042番６まで
一般県道島見豊栄線	新潟市北区島見町字下往来2382番５から新潟市北区白勢町字上大曲2926番87まで
一般県道島見新発田線	新潟市北区島見町字下往来200番１から新潟市北区太郎代字川前1728番７まで
（略）	
市道流通センター線	新潟市西区流通センター２丁目１番３から新潟市西区流通センター２丁目１番１まで
市道西７－９号線	新潟市西区流通センター２丁目１番１から新潟市西区小新字大通3699番５まで
市道西７－46号線	新潟市西区小新字大通3761番４から新潟市西区小新字大通3687番１まで
市道西７－47号線	新潟市西区小新字大通3799番１から新潟市西区北場字立野586番２まで
市道黒埼１－161号線	新潟市西区北場字下田割1185番３から新潟市西区北場字下田割1185番３まで
市道黒埼１－163号線	新潟市西区北場字下田割1087番10から新潟市西区北場字下田割1087番９まで
（略）	
市道東３－508 号線	（略）
市道東６－94号線	新潟市東区竹尾卸新町３丁目１番２から新潟市東区竹尾卸新町761番５まで
市道906号線	長岡市千歳１丁目23番７から長岡市千歳１丁目23番27まで
市道東幹線１号線	長岡市旭町１丁目１番11から長岡市宮原１丁目164番２まで
市道東幹線	長岡市要町１丁目1122番から長岡

（略）	
一般県道中条インター線	（略）
（略）	
市道競馬場線２号	新潟市北区松栄町字古川2410番１から新潟市北区太夫浜字加治川向4022番１まで
（略）	
市道東３－508号線	（略）

７号線	市左近１丁目67番まで
市道西幹線62号線	（略）
市道西幹線81号線	長岡市西津町字前島2632番から長岡市古正寺町字中割389番１まで
市道宮内619号線	長岡市左近１丁目67番から長岡市大宮町字太田241番１まで
（略）	
市道エンジュ通線	（略）
（略）	

別記様式第６の２

駐車許可申請書
（略）
（略）
（略） 駐車許可証 （略）

（略）

裏面

駐車許可条件書

１　申請（許可）理由以外には使用しないこと。

２　駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出すること。

３　（略）

４　（略）

５　（略）

６　（略）

７　（略）

８　（略）

９

10

注意事項

（略）

（教示）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分のあったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処

市道西幹線62号線	（略）
（略）	
市道エンジュ通線	（略）
市道葛塚競馬場線	新潟市北区下大谷内字大谷内416番10から新潟市北区白新町３丁目112番１まで
（略）	

別記様式第６の２

駐車許可申請書
（略）
（略）
（略） 許　可　証 （略）

（略）

裏面

駐車許可条件書

１　駐車時には許可証を車両に掲出すること。

２　（略）

３　（略）

４　（略）

５　（略）

６　（略）

７　（略）

８

９

注意事項

（略）

（教示）

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分のあったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から１年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処

分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分のあったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。	分のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分のあったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。